

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

派遣元事業主の情報提供すべき事項

- ① 派遣労働者の数
- ② 派遣先の数
- ③ マージン率
- ④ 労働者派遣に関する料金の額の平均額
- ⑤ 派遣労働者の賃金の額の平均額
- ⑥ 派遣労働者の待遇の決定方法
- ⑦ 教育訓練に関する事項
- ⑧ その他派遣事業の業務に関し参考となると認められた事項

対象期間: 令和6年12月1日～令和7年11月30日

株式会社 ユーテック

- | | |
|---------------------|---------|
| ① 派遣労働者の数 | 18名 |
| ② 派遣先の数 | 9社 |
| ③ マージン率 | 32.00% |
| ④ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 | 15,000円 |
| ⑤ 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 10,200円 |

上記マージン率の中には、法定福利費(健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険)の当社負担分
福利厚生にかかる費用・交通費が含まれています。

- ⑥ 派遣労働者の待遇の決定方法
労使協定方式

有効期間 令和7年3月1日から令和9年3月31日

- ⑦ 教育訓練に関する事項

- ・安全教育、マナー教育
- ・フォークリフト、玉掛、講習等(いずれも外部機関)
- ・キャリアコンサルティング窓口あります(担当:大橋)
- ・その他

- ⑧ その他派遣事業の業務に関し参考となると認められた事項

- ・正社員登用制度
- ・紹介予定派遣を利用した派遣先への転職支援も推奨